

国際部品調達事務所(IPO)

タイ投資委員会(BOI)

投資促進部

上級投資促進専門官

ワラコーン・ナトコシット

2021年4月22日





7.37 国際部品調達事務所: IPO

- ❖投資委員会布告 No. Sor 1/2564
- ❖ タイ国の法律に基づき設立され、原材料、部品、構成部品を タイ国内外の製造業または流通業を対象に売買する企業
- ❖製造業、サプライヤー業間の仲介業務
- ◆代理店(ブローカー)でないこと-手数料収入を得るものではない













IPO の業務内容







調達業務 / Procurement Activities

タイ国外 顧客 (製造業者/流通業者)

サプライヤー

IPOが 顧客に販売または輸出

Out-In-Out (4)

IPOがサプライヤー から購入

In-Out

(3)

IPO

調達業務+倉庫業務

IPOがサプライヤー から購入

サプライヤー

In-In

(卸売業務のみ)

(2)

IPOが顧客に販売 (卸売業務のみ)

顧客

(製造業者/流通業者)





Out-In

(1)

- 1. 製造業で使用する <u>原材料、部品、および構成部品</u>の調達業務であること
 - 例. 自動車製造業用のボルトやナット
 - ・ 完成品の取り扱いは含まれない



- In-In (タイ国内で調達し国内へ販売)、In-Out(国内で調達しタイ国外へ販売)、Out-In(タイ国外から調達し国内へ販売)、Out-In-Out(タイ国外から調達し、国内へ一度輸入し、再度タイ国外へ販売
- <u>• タイ</u>国外から第三国への<u>販売は含まれない</u>



3.商品の調達や管理など適切な業務を行うこと

- 品質検査
- 梱包業務 再梱包業務



OCAL

4.タイ国内を含む複数の調達先を有すること(少なくとも一箇所のタイ国内調達先を含むこと)





5.国内の卸売販売および/または国外への輸出

卸売業 = エンドユーザーへの直接販売ではない

- 6. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること
 - BOI の奨励証書発給前に

7.メリットによる恩典の対象とならない

調達業務の例 / Example of Procurement

| 原材料 • 部品 • 構成部品 | サプライヤー | 玉 | 顧客企業 | 国 |
|---------------------|--------|----|------|----------|
| ボルト (自動車 製造用) | ABC社 | 日本 | XYZ社 | タイ(製造業者) |
| ナット (自動車 製造用) | DEF社 | タイ | JKL社 | 日本 |

IPOに付与される投資奨励恩典 B1 Investment Incentives under IPO: B1

税制上の恩典



- 輸出向け製品に使用される原材料の輸入税の免除
- IPO プロジェクトで使用 する機械輸入税の免除

Non-tax incentives

税制以外の恩典

- 外資100%の株式保有が 可能
- 土地の所有権
- ビザと就労許可の取得支援





国際ビジネスセンター: IBC

(International Business Center)



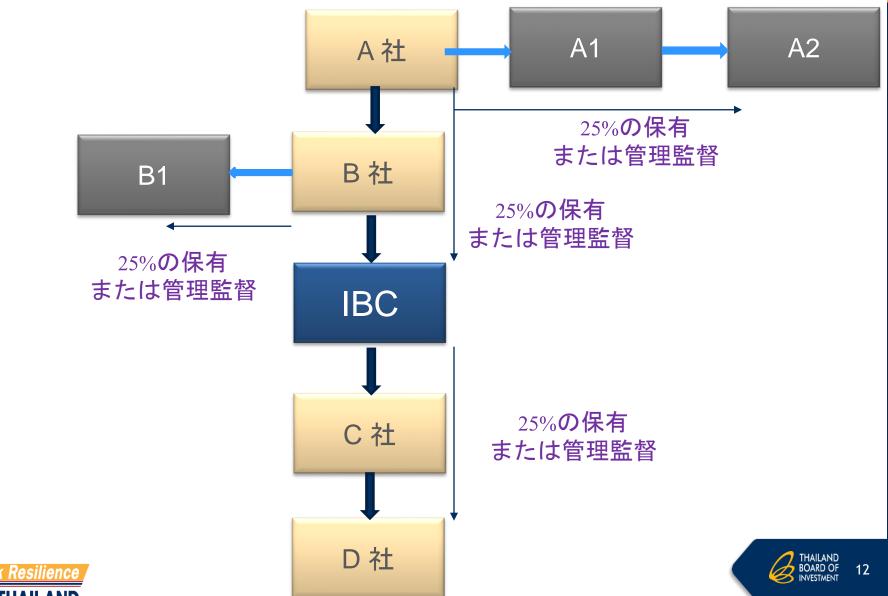
7.34 <u>国際ビジネスセンター</u> (International Business Center): IBC

- ❖投資委員会布告 No. Sor 6/2561
- ❖タイの法律に基づいて設立され、タイ国内外の関連会社に対し サービスを提供
 - (最低一カ国、タイ国外にある関連会社にサービスを提供すること)
- ◆ 国際貿易業務を含む
 - 業務: Out-In、In-In、In-Out、Out-Out
 - 完成品の取り扱いを含む
 - タイ国内における販売業務は卸売業務に限る





関連会社とは / Associated Companies



業務範囲 / Scope of services

- 1. 一般管理業務、事業計画立案、 ビジネスコーディネーション
- 2. 原材料および部品調達業務 (情報のみ)
- 3. 製品の研究開発
- 4. 技術支援
- 5. マーケティングおよび販売促進
- 6. 人事管理、人材育成
- 7. 財務に関するアドバイス
- 8. 経済と投資の分析および研究
- 9. ローン管理・コントロール

- 10. 財務センター (TC)
 - 11. 国際貿易業務
 - 12. 国税局が規定したその他の支援サービス



- 1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること
 - BOIの奨励証書発給前に
- 2. IBC業務に必要とされる知識や技能を持つ従業員を最低10人以上雇用 すること (財務管理サービスのみを提供するIBCの場合は、5人以上雇 用すること)
- 3. 国際貿易業務を行う場合、1.1-1.10 (前スライド参照) のいずれかの 業務活動を行うこと
- 4. 輸出向け製品に使用される原材料または必要資材の輸入税の免税恩典 の対象とならない
- 5. メリットによる追加恩典の対象とならない



IBCに付与される投資奨励恩典 B1 Investment Incentives for IBC: B1

税制上の恩典



IBCプロジェクトにおける 研究開発および トレーニング業務のための 機械類の輸入関税の免除



税制以外の恩典

- 外資100%の株式保有が 可能
- 土地所有権
- ビザと就労許可の取得支援

IBCの関連機関 / IBC Relevant Agencies



タイ投資委員会

Thailand Board of Investment

・IBCに対する 税制以外の恩典



国税局

The Revenue Department

IBCに対する 税制上の恩典

- ・ 税制上・税制以外 の恩典を両方申請 することは可能
- 申請者はそれぞれ の機関に<u>別途申請</u> すること



タイ中央銀行

Bank of Thailand

・財務センターに関する規定や規制



事業開発局

Department of Business Development

- ・法人登記
- 外国人事業許可証や事業証明書等



貿易に関連するその他の業種 / Other Category for Trading

7.7 貿易ならびに投資支援事務所 (TISO)



関連会社に対する モニタリング/サービス (例 事務所・工場の賃貸含む サービス)



事業活動に関する アドバイザリーサービス (証券取引・外国為替の 売買業務を除く)



商品調達に関する情報提供サービス



エンジニアリング および 技術サービス (建築、土木エンジニアリング <u>を除く</u>)





機械、エンジン、工具、機器 に関する業務

(例 卸売のための輸入業務、 トレーニングサービス業務、 据付け、メンテナンス、補修修理)



タイ国内製造品の卸売



ビジネス・プロセス・ アウトソーシング業務 (International Business Process Outsourcing) 通信ネットワークを通じた サービスの提供 (例 事務処理サービス、 財務&経理会計サービス、 人材管理サービス等)

特別な条件 & 恩典 / Specific Condition & Incentives

特別な条件

販売費および一般管理費が 最低1,000万バーツ発生して いること

(訳注:年間、毎年)

経費の例:

人件費、電気、水道、電話料金、 減価償却費、利子、賃貸費、交通費 出張費用、宿泊費、船積み・貨物運 送料、修繕費、接待費、手数料、 広告、販売促進費、

コンサルティング費

恩典:B2

- 外資100%の株式保有が可能
- 土地所有権
- ビザと就労許可の取得支援



各種貿易関連業務の比較 / Comparison for Trading Activities

IPO

原材料 部品 構成部品

Out-In (国外-国内) In-In (国内-国内) In-Out (国内-国外) Out-In-Out (国外-国内-国外)

特別な条件 例

- -登録資本金1,000万バーツ
- 倉庫管理 + 適切業務 例 -検査・梱包業務
- 国内での調達があること

IBC

完成品

Out-In (国外-国内)
In-In (国内-国内)
In-Out (国内-国外)
Out-In-Out (国外-国内-国外)
Out-Out (国外-国外)

特別な条件 例

- 登録資本金1,000万バーツ
- 最低10人の従業員を雇用
- 主要な業務は統括本部であること

TISO

グループ企業によって 製造された機械、 エンジン、工具、機器 Out-In (国外-国内)

> タイで 製造された製品 In-In (国内-国内)

特別な条件

- 販売費および一般管理費が 年間1,000万バーツ (PND. 50で規定)

タイでの販売は卸売業務のみ





BOI の一般的な基準 / BOI General Criteria





恩典付与の基準 / Criteria for Granting Investment Incentives

❖投資金額が100万バーツ以上であること (土地代と運転資金を除く)

- 工事建設費または賃借契約が3年を超える場合の賃貸費用
- 機械代金または1年間以上の借入機械費用
- 据付け費用
- 試運転費用
- 初期費用 (新規設立会社のみ)
- その他の資産 (新規設立会社のみ)

恩典付与の基準 / Criteria for Granting Investment Incentives

❖新品の機械を使用すること

例. コンピューター、ソフトウエア、フォークリフト、

検査用工具等

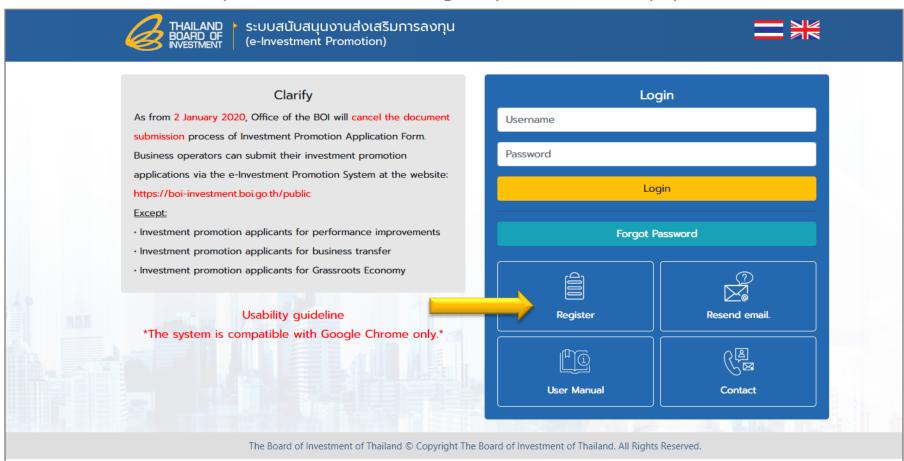
❖負債と登録資本金の比率

- 新規立上げプロジェクトの場合登録資本金1に対し、 負債が3の比率を超えないこと
- 拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する

オンライン申請 / Online Application

E-投資申請

https://boi-investment.boi.go.th/public/index_en.php

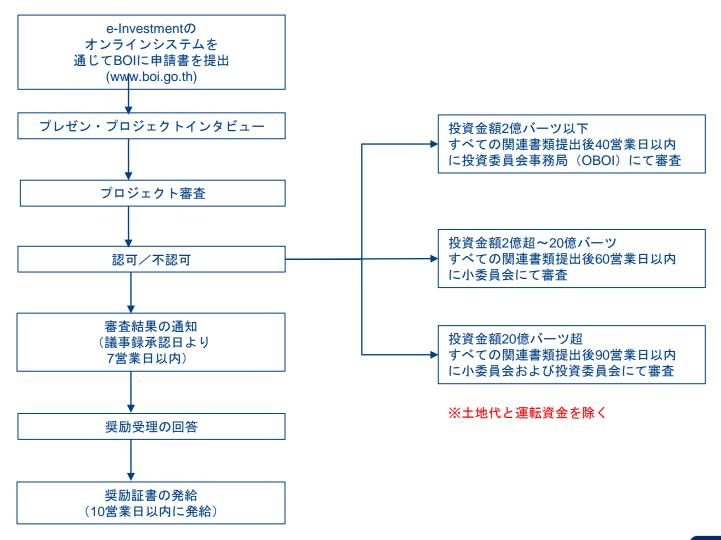


2020年1月2日よりBOI事務局は、紙の投資奨励申請書 を廃止しました 申請をご希望される方は、ウェブサイト https://boi-investment.boi.go.th/public上にある e-Investment Promotion System経由で、申請をお願いします 以下は除く: 奨励申請者が業務改善を申請する場合 奨励申請者が事業譲渡を申請する場合 (奨励申請者がグラスルーツエコノミーを申請する場合)

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

投資奨励申請の手続き Procedure for Investment Prome

Procedure for Investment Promotion Application





外国人事業法(FBA)

Foreign Business Act

(BOI関連の事項のみ記載)

外国人事業法 B.E. 2542 (1999) – 第1種 Foreign Business Act B.E. 2542 (1999) – List one

第1種

外国人が営むことのできない業種

- 新聞、ラジオ放送局およびテレビ放送事業
- 稲作、畑作および農作(農業)
- 畜産業
- 営林および自然林の木材加工
- 漁業
- タイの薬草加工
- タイ古美術品および歴史的価値のある品の販売、競売
- 仏像、鉢の製造
- 土地取引





外国人事業法 B.E. 2542 (1999) –第2種 Foreign Business Act B.E. 2542 (1999) – List two

第2種

以下の条件に限る

- ・タイ人が40%以上の株式を保有すること
- ・タイ人取締役が2/5以上であること
- 内閣の承認下で商務大臣が許可した外国人事業許可証 (FBL) を保有すること

1類: 国家の安全保障または治安に関わる事業

2類:芸術、文化、伝統様式、風習および地場工芸に

影響を及ぼす事業

3類:天然資源や環境に影響を及ぼす事業



外国人事業法 B.E. 2542 (1999) – 第3種 Foreign Business Act B.E. 2542 (1999) – List three

第3種 外国人事業許可証 (FBL) の申請を必要とする事業

- (1) 精米業、米および穀物からの製粉
- (2) 水産養殖
- (3) 植林
- (4) 合板、ベニヤ板、 チップボードまたはハードボードの製造
- (5) 石灰の製造
- (6) 会計サービスの提供
- (7) 法律サービスの提供
- (8) 建築設計サービスの提供
- (9) エンジニアリングサービスの提供
- (10) 建築業 **
- (11) 仲介業または代理業**

- (12) 競売での販売業
- (13) 地場農業物の国内取引業 **
- (14) 小売業 **
- (15) 卸売業 **
- (16) 広告業
- (17) ホテル業
- (18) 観光業
- (19) 飲食店業
- (20) 種苗・育種業
- (21) その他のサービス業 **

外国人事業法 B.E. 2542 (1999) Foreign Business Act B.E. 2542 (1999)

第12条

・ 投資奨励法に基づく投資奨励を受けた企業かつ外国人事業法 第2種または第3種に該当

外国人事業証明書 (FBC)の取得のために、事業開発局長へ申請が必要

(外国人事業許可証の申請は不要)

IPO、IBC および TISO - 第3種



外国人事業許可証(FBL) または 外国人事業証明書(FBC) FBL or FBC

BOI非奨励企業

IPO、IBC または TISO に該当する 事業



第17条に基づき 外国人事業許可 証(FBL)を申請



事業開発局の 条件により許可 (または不許可)



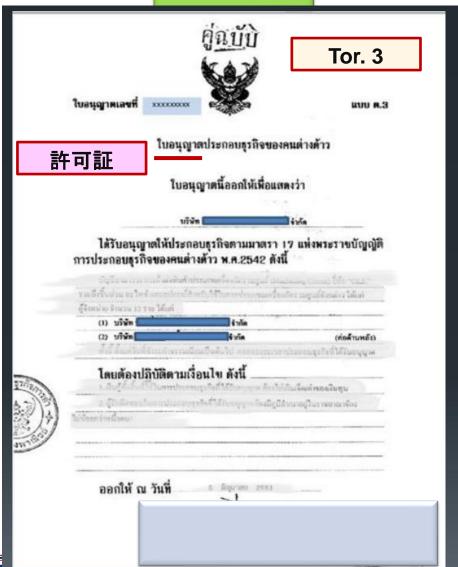
BOI奨励企業

第12条に基づき 外国人事業証明 書 (FBC)を申請 許可 (BOIの条件と 同様)

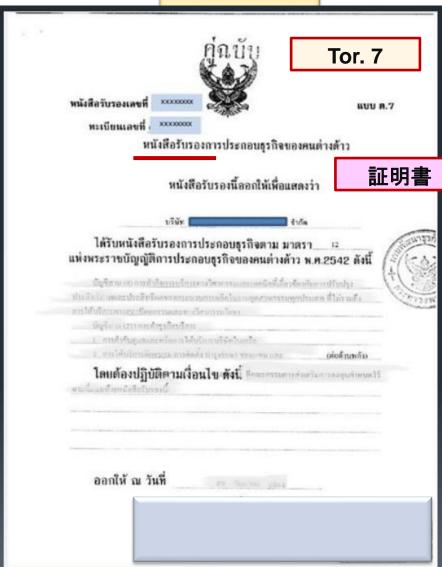


外国人事業許可証(FBL) または 外国人事業証明書(FBC) FBL or FBC

FBL



FBC



BOI奨励証書取得後の外国人事業証明書(FBC) 取得の手順 Step to obtain FBC after receiving BOI Certificate

BOI 奨励証書の発給 (10 営業日以内)

https://e-promotion-certificate.boi.go.th

| <u> </u> | | |
|------------------------------------|-------------|--|
| | | |
| Promotion Cert Thailand Board | | |
| | Log In | |
| username | | |
| password | | |
| | LOGIN RESET | |
| | | |
| Satisfaction Survey Form - Contact | | |
| | | |

BOI奨励証書取得後の外国人事業証明書(FBC) 取得の手順 Step to obtain FBC after receiving BOI Certificate



奨励証書発給申請書及び関連書類を提出(奨励受理回答日から6カ月以内)



外国企業は、委任状とともに外国人事業法第12条に基づく外国人事業証明書(FBC) 発行の依頼を選択(委任状のサンプルはシステムからダウンロード可能)





事業開発局はBOIからの依頼を受け情報を確認、システム上で手数料支払フォームを送付



外国企業は支払フォームをシステムからダウンロードして印刷後、手数料を支払う



支払完了後、外国企業は外国人事業証明書(FBC)を領収書とともに受領 (※システムよりダウンロードして印刷)



